

## 文教常任委員会

1 開 議 平成29年3月14日(火) 午前 9時57分

2 場 所 南別館2階会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第11号 大田原市学校教育施設整備基金条例の制定について

日程第2 議案第18号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第19号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

## 文教常任委員会名簿

委員長	小池利雄	出席
副委員長	弓座秀之	出席
委員	星雅人	出席
	高野礼子	出席
	千保一夫	出席
	前田雄一郎	出席

当局	教育部長 益子正幸	出席
	教育総務課長 大森忠夫	出席
	生涯学習課長 渡邊小百合	出席

事務局	佐藤崇之	出席
-----	------	----

◎開 会

午前 10時00分 開会

○委員長（小池利雄君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。

これより文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、益子教育部長、大森教育総務課長、渡邊生涯学習課長であります。

◎議案第11号 大田原市学校教育施設整備基金条例の制定について

○委員長（小池利雄君） それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、議案第11号 大田原市学校教育施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（益子正幸君） 議案第11号 大田原市学校教育施設整備基金条例の制定につきましては、文部科学省補助金等で整備した施設に関し、再利用する場合の補助金の取り扱いが変更されましたが、旧川西中学校でこれに対応する活用がなされることになり、そのために必要な基金条例を議会に付議したものでございます。

詳細は担当課長であります大森教育総務課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（小池利雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大森忠夫君） それでは、私から議案第11号 大田原市学校教育施設整備基金条例の制定について、ご説明させていただきます。

それでは、タブレット12ページをごらんいただきたいと思います。こちらは議案第11号になっておりまして、従来ですと、国の補助を受けて整備した学校施設が統廃合などで使用されなくなった場合で、その施設の処分制限期間内に有償で補助の目的以外に活用するときは、財産の処分手続及び補助金相当額の国庫への納付が必要でありました。しかし、文部科学省が、既存ストックの活用を図るため、平成27年7月1日以降は、学校施設の整備を図るための基金を設置し、国庫納付金相当額を積み立てることにより返還を不要としたことを受けまして、旧川西中学校で該当する目的以外の活用がなされることになったため、本基金条例を制定するものであります。

タブレットの15ページからをごらんいただきますと、こちらの15ページからが文部科学省の通知のうち、17ページをごらんいただきますと、17ページの4、納付金の取り扱いの（1）、国庫納付を必要とせず承認をする場合の②が根拠となる部分ですので、ご確認をいただければと思います。

条例の本文であります、タブレットに戻っていただきまして、13ページをお開きください。こちらは条例の本文になっております。第1条は、設置の趣旨として、学校教育施設の整備のために限定した基金としております。

第2条では、積立額を予算で定めるといたしております。

第3条は管理、第4条は運用益金の処理、第5条は繰りかえ運用ができる旨を定め、第6条は処分に関する規定で、第7条は委任規定であります。

附則といたしまして、条例の施行日を平成29年4月1日といたしました。

以上で議案第11号の説明といたします。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 意見はないようでありますので、終わります。

これより議員間の自由討議の申し出を行います。

千保委員。

○委員（千保一夫君） これは議員間でということなのだ。執行部への意見ではなくて。

（「それはその前」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） その前、では戻ってもいい。

○委員（千保一夫君） いいですよ。

○委員長（小池利雄君） いいですか。いや、戻っても大丈夫ですから、では意見に戻ります。

これより意見を行います。

意見のある方。千保委員。

○委員（千保一夫君） 今年度、ちょっと今、10ページめくりますと、数十万円ぐらいでしたっけ、予算…

（「99万円になります。今年度」と言う人あり）

○委員（千保一夫君） だから、これはいつでも、この第1条に規定する事業の財源に当たる場合に限りということで、教育施設の整備に必要なことだと、毎年、毎年必要な状況ですから、一旦積み立てをする、次の年にはそれを取り崩すということをどんどんやっていけばできてしまう、その辺のところは市ではどういうふうを考えているのですか。これは、相当額積み立てて大規模なものにかけようとするのか、あるいは日常の教育施設整備、毎年必要とする日常の教育施設整備に、前年度積み立てました、今年度取り崩しました、そういうふうにやっていってしまうつもりなの、この基金の運用の方向をどういうふうを考えているのか。しっかりためていって、大型のときに使おうとか、そういうことなのか。その辺の答弁はいかがですか。

（「質疑です」と言う人あり）

○委員（千保一夫君） 質疑になってしまう。

○委員長（小池利雄君） 意見をお願いいたします。

○委員（千保一夫君） ですから、質疑になるか、意見になるか、だから、相当大きなものやっっていくべきだと、こう言えば意見になるのでしょうか。

（「答弁をもらわない」と言う人あり）

○委員（千保一夫君） そういうことになると、いいですよ。相当、毎年そういう形式的な、はい、取り崩しました、これから相当出てくると思うので、そういうことやっていくのではなくて、大型のもののためにある程度、相当蓄えておいて、それで公共施設整備のときの自己負担分の財源に相当充てられるように、安易に毎年毎年やることのないようにしていくべきだと、こういうふうに申し上げておきたいと思います。

○委員長（小池利雄君） それでは、ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

これより議員間の自由討議を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ないようでありますので、自由討議を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第11号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 大田原市学校教育施設整備基金条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎議案第18号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小池利雄君） 続きまして、日程第2、議案第18号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（益子正幸君） 議案第18号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国際医療福祉大学の外国人留学生及び大学側から奨学金の額について増額の要望があったため、これを受けまして一部を改正する条例を議会に付議したものでございます。

詳細については、担当課長であります大森教育総務課長がご説明を申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（小池利雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大森忠夫君） それでは、私から議案第18号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレットは92ページをお開きください。こちら、92ページが議案第18号になっておりまして、この改正は、国際医療福祉大学の外国人留学生及び大学側からの要望を受けまして、奨学金の額を増額するための条例の一部改正であります。

タブレットの95ページをお開きください。95ページの新旧対照表によりご説明したいと思います。改正前は、第6条第1号で第1学年及び第2学年の奨学金の支給額を1万円、第2号で第3学年から第6学年を月額5,000円としておりましたが、改正後は、学年の区分を設けず、一律月額1万円の支給に改めるものでございます。

93ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、施行日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上で議案第18号の説明といたします。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） 質問させていただきます。

まず、この改正により、財政の負担部分、どれぐらい増額になってくるのかということと、あと人数がふえているとか減っているといったような方向性などがありましたら、そういった点をお伺いしたいと思います。

○委員長（小池利雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大森忠夫君） 予算の増額なのですが、28年度と29年度と比較いたしますと、114万円の増額になってございます。

それで、これまでのこの奨学金を活用している対象者の数なのですが、平成20年度から始まっておりまして、平成20年度から24年度あたりまでは毎年9人程度ですので、10人以下の人数でございましたが、25年度、26年度あたりから20人前後となりまして、25年度は17人、26年度が20人ということで、20人前後の数になっておりまして、27年度と28年度、27年度ですと24人、28年度で23人というところで、20人を超える方々のこの奨学金の活用となっております。

以上でございます。

○委員長（小池利雄君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

これより議員間の自由討議の申し出を行います。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 議員間の討議というのは、どんなふうなことを討議したらいいかわからないのだけれども。

○委員長（小池利雄君） 議案に対して、執行部との話し合いというよりは、この委員会としてどうしてい

ったらいいのだろうというような、個人的な意見というか、議員個人の意見を議員間で討議をして取りまとめていくということなので、必ずしも全議案やらなくてはいけないということではないのですが、基本条例を決めたときに、そういうことができるようにしましょうということで議員間討議というのを設けました。

- 委員（千保一夫君） はい、分かりました。今は奨学資金のことだけなのですが、この奨学資金のものに関連してくる、留学生の大田原市における生活をどういうふうにして守ってあげるか、支援していくかということの、その方法として、こうした奨学資金もあるのですが、もう一つ、住まいの確保というのも留学生にとって大変大きい。今回、大学側で留学生のための寮を建てるか何かをやっています。もとは若草団地の、市営住宅の空き部屋を改修して、そして1人で入って3,000円ぐらい、2人で同居するとその半分ずつということで、1部屋が三千何百円、3,000円か三千何百円ぐらいして、1人で入ってもいいし、2人で入ってもいいと、部屋代は変わらないと、2人で入れば、シェアをすれば半額になると、そういうことで生活支援をしてきたので、奨学資金についてはこのぐらいで十分かということでやってきた。それを今回、5,000円を、特に1年、2年の子、まだなれないだろうからということで1万円にしてきた。ただ、3年、4年になったらもう自立して、そこでアルバイトもできるだろうとか、そんなことで、3年、4年については5,000円にしてきたわけですが、今回、それを1万円にしてくれと大学側から申し入れがあったということなので、その辺の背景を、本当はどういうことだったのかなど。

だから、委員会としても、そういう留学生の生活の実態がどんな状況になっているかというのが、委員会としても本当はしっかり知って、その上でこの奨学資金が適切なものかどうか。あるいは、本当に、今度、寮を建てて、無償で入れるのか、あるいは有料なのかわかりませんが、市が留学生に対して奨学資金をたくさん出すようにして、大学側で寮の家賃を相当取っていたりしたのでは、これでは方向性が違ってしまうと。最初に大学とも随分すったもんだしたことに、大田原市が無償で提供したあの広い土地の駐車場用地を、毎月1,500円、地代を取って学生に貸していた。それで、固定資産税をかけて、大学側と裁判直前までいったというか、大学側で、文科省の方針として、駐車場は教育施設の一部だから、固定資産税は非課税だと、いや、総務省のほうでは、1,500円取ってれば当然に課税対象だと言っているということで、総務省と文科省が、では違うのだなということで、裁判をするという話になって、大学が裁判をすると。では、裁判で決めてもらいましょう、うちもできればかけたくないのだよということで、直前までそんなことでしたもんだしたことがあった。さらに、留学生は大学にとっての留学生ですが、大田原市にとっても大切な留学生、外国人の留学生ということで、留学生に対する対応については、大学と市で、両方で、それぞれで支えていく必要があるという意味で、文教常任委員会もその辺の実態については、こういうことは何かの折には知っておく必要があるだろうというふうに思うのです。だから、今はこの条例改正の案だけだということですが、その背景、そういう学生の環境、どんな状況に置かれているかということについても、本当は文教常任委員会ではしっかり、ある程度調査をしておいたらいいと、こういうふうに申し上げておきたいと思います。

- 委員長（小池利雄君） 議案とはちょっと離れつつある、関連ではありますが、貴重なご意見ですので、皆さんにお諮りをして、必要があれば調査したり、ヒアリングを行ったりということで進めていきたいと思えます。

○委員（千保一夫君） 教育委員会から調べたものを報告してもらえば大丈夫でしょう。

○委員長（小池利雄君） 直接でも問題はないでしょうから、委員会の中でとりあえずもんで、その後、執行部のほうにお願いするのか、委員会としても、留学生の学ぶ環境がどうなっているかということで調査することは所管事項でもありますので、よく相談をした上で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

今の件について、何かご意見ある方いらっしゃいますか。

○委員（千保一夫君） 端的に、寮をつくっているかどうかを、大学で留学生のための寮というのを建設しているか、何かそんなふうな話もちらっと、教育委員会が知らないのでは、ないのかもしれませんが、ちょっと。

○委員長（小池利雄君） 何か、知っていないみたいです。

○委員（千保一夫君） ちょっと私も、はっきりと確認してないんだけど……

○委員長（小池利雄君） 議員間討議なので、ちょっと執行部は入れないと思うのですけれども。

○委員（千保一夫君） そういう、かた苦しく考える必要ないのではないの。ただ経過の話して……

○委員（星雅人君） いや、どっちかという、私、賛成、反対をここで議論するためにやっていることなので……

○委員長（小池利雄君） でも、貴重なご意見ですので、関連があるから今進めていますが、知っていれば何か言いたそうになるのでしょうかけれども、多分知らないと思います。一応、決まりは守らないといけないので、済みません。後で確認をさせていただいて、委員会としてどうするか決めさせていただきますので、貴重なご意見ありがとうございます。

ほかにないようであれば、次へ進みたいと思います。よろしいですか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） それでは、自由討議を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第18号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

#### ◎議案第19号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小池利雄君） 続きまして、日程第3、議案第19号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長(益子正幸君) 議案第19号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地区公民館に関して、利用者の対象区域の要件が必要な事業と必要ではない事業の区分があり、条例上明確ではなく、紛らわしい表記になっているため、利用者によりわかりやすく改めるため、一部を改正する条例を議会に付議したものでございます。

詳細については、担当課長であります渡邊生涯学習課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長(小池利雄君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(渡邊小百合君) 私からは、議案第19号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。お手元の資料のほうは、97ページからになります。

この条例は、中央公民館及び市内11カ所の地区公民館に関しましての条例でございます。このうち、地区公民館の利用者の対象区域は自治会名で定めておりますが、これは対象区域内の関係団体の連絡調整に関する事、自主的教育活動の育成に関する事及び体育、レクリエーションに関する事に限られておりまして、各種学校及び講習会等に関しましては対象区域の制限がなく受講できるため、現在の表記では紛らわしく、区域外からの利用者の増加もありますことから、本条例の一部を改正し、利用者によりわかりやすいものに改めるものであります。なお、引き続き対象区域を定める必要があるものにつきましては、大田原市公民館条例施行規則の一部改正で対応したいと考えております。

新旧対照表99ページをごらんください。改正内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。こちらは、別表第1ということで表記されております。別表第1、左側、旧のほうには、それぞれの地区公民館のもとに対象区域の自治会名が表記されてございます。これを、右側、新のほうにございますとおり、それぞれ地区公民館の対象区域の自治会名を削ります。

また、100ページをごらんください。100ページ、別表第2にございます、体育館とございますが、体育室に改めます。

こちら、97ページにお戻りいただきまして、附則で、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第19号の説明を終わります。

○委員長(小池利雄君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員(星 雅人君) 質疑をさせていただきます。

第1表中のほうは理解いたしました。

第2表中なのですけれども、体育館を体育室に改めるという意図をお伺いいたします。

○委員長(小池利雄君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(渡邊小百合君) 体育館といいますのが、皆様のほうに、一般的には、体育館、各地区公民館にあるのではないかというふうに思われてしまいがちなのですが、体育館というの、実は体育室というふうな名称でありますのが、大田原西地区公民館にだけあります。あとの施設におきましては、別名称でございまして、こちらで、第2表のほうで体育館とございますが、実はこの下に文言がございまして、この体育館につきましては、大田原西地区公民館のみ適用するというような説明がございまして、西地区公民館にはもともと体育室と名称を定めておりましたので、今回の条例改正に合わせて、体育館という

表記を体育室、正しい表記の仕方に直させていただきます。

以上です。

○委員長（小池利雄君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 私は、この対象区域の自治会名、これをあえて全部なくして、自由なのですよという必要性というのをそんなに強く感じていないのです。それよりも、こうして、金田北地区公民館という自治会でどこが入るのか、金田南地区公民館というところが入るのかという、日常、金田北地区で何々をやるとか、金田南地区で何々をやる、大田原東地区でとか西地区で何々をやるというときに、さあ、こういうものがあれば、そういう、通常、東だ、西だ、北、南と言っているのが、どこの自治会までを含んでいるのかなというのが今度さらに曖昧になってくるということで、何か、エリア、北、このほかには、公民館以外には、金田北地区の何々という団体がたくさんあったり、金田南地区のというのがあったり、大田原東地区、西地区何々という団体がたくさんある中で、こういう自治会名、東とはどこをいうのか、西とはどこの自治会を指しているのかがわかったほうが、いろいろ、日常活動、ほかの団体名なんかも、大田原東地区何々協議会なんていうときに、どこまで入るのが一般の人たちもわからなくなってしまうというか。そういう意味で、私は、この程度の、原則、この辺のエリアのためにつくったものだというような、東地区というのはどこの部分を指すのだと、どこの自治会を指すのだということが、金田北地区というのは、どこの自治会までを金田北地区、こちらは金田南というのだよという、そういうのがどこかにあったほうが、公民館活動以外のいろいろな団体なんかにも本当はいいと思っているので。本当は、自由に使えるのだよということはどこかに規定してもいいでしょうけれども、その対象地域、東地区というのはどこをいう、西地区はどこをいう、北地区というのはどこをいうと、このくらいは本当はどこかに表記してあったほうが、ほかの住民活動に、もっとスムーズにできるのではないかと思っているくらいなのです。反対するものではありませんけれども、特に強い必要性を感じていなかったもので、ちょっと、あえてこうしてなくして、自由なのですよと言わなくても、今まででも自由に使っていたのだから、そんなに支障ないのではないかと本当は思うので。教育委員会のほうでお考えになって、やろうということだから、あえて反対はしませんけれども、ちょっとそんなことを思っていたので、どういうことで、どのぐらいの支障があったのかもちょっと聞かせていただけるとありがたい。質問しないとだめなようだから、意見を述べただけではだめなようだから。どういうふうな必要性を、議会は形式にこだわり過ぎるから、物すごく。だから、ちょっとお伺いをします。

○委員長（小池利雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊小百合君） ご指摘の点につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、公民館条例の施行規則の一部改正というところで対象区域というものをまた設けてまいります。といいますのは、いろんな事業に、いろいろ参加できるという部分では、市民の方がどちらの地区公民館をご利用いただいてもいいですよという、ご自由にどんどん活用してくださいというふうになりますが、自治公民館を運営していく場合、あるいは体育事業やレクリエーション事業に関しましては、その地域という、地域性を持って行われておりますので、そちらが施行規則で、今も同じような自治会名を自治公民館のもとに規定をさせていただくこととしています。

条例から削除する一つの理由といたしましては、この条例の中で定められております自治会名といいま

すのがかなり古いものになっておりまして、これを見ていただいた中でも、うんと新しい自治会もあるのだということにお気づきの点もあるかと思えます。その点、自治会ができたときに、まず、条例でありますと、議会のほうにご承認いただかないと承認されないこととなりますが、自治会そのものは議会の議決をいただくものではございませんでしたので、施行規則のほうで活動の場を規定させていただきました。

以上です。

○委員長（小池利雄君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

これより議員間の自由討議の申し出を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第19号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

教育部長、教育総務課長、生涯学習課長には、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

◎閉 会

○委員長（小池利雄君） 本日は、これをもちまして閉会いたします。

午前10時32分 閉会

文教常任委員会 委員長 小池 利雄